

建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定により次の公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物を認定しましたので、同条第 6 項の規定に基づき公告します。

その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 16 年 6 月 16 日

京都市長 梶本 頼兼

認定番号	認定年月日	一団地の位置
11-006	平成 16 年 6 月 9 日	京都市東山区若竹町 414 番地, 415 番地 1 から 415 番地 3 まで, 416 番地, 416 番地 1 から 416 番地 9 まで, 416 番地 11, 417 番地 1, 417 番地 2, 418 番地 1 から 418 番地 3 まで, 419 番地, 419 番地 1 及び 419 番地 2, 同区教業町 662 番地, 662 番地 1 から 662 番地 3 まで, 662 番地 7 から 662 番地 9 まで, 662 番地 11, 662 番地 12, 662 番地 15, 662 番地 18, 663 番地, 663 番地 1 から 663 番地 9 まで, 663 番地 12 から 663 番地 19 まで, 664 番地, 665 番地 1, 665 番地 2 の 2, 665 番地 3, 665 番地 7, 665 番地 9, 666 番地 1, 666 番地 2, 667 番地から 672 番地まで, 672 番地 1, 673 番地, 674 番地, 674 番地 1, 675 番地から 683 番地まで, 683 番地 1, 684 番地 1 から 684 番地 4 まで, 685 番地, 685 番地 1 から 685 番地 4 まで, 686 番地, 686 番地 1, 687 番地, 687 番地 1, 688 番地, 689 番地 6, 689 番地 7, 693 番地, 693 番地 1, 695 番地, 696 番地, 698 番地, 698 番地 1, 698 番地 3 から 698 番地 5 まで, 701 番地, 702 番地, 703 番地 1 から 703 番地 6 まで, 704 番地, 704 番地 1 から 704 番地 5 まで, 706 番地, 706 番地 1, 706 番地 2, 707 番地及び 708 番地, 同区巽町 424 番地 1 から 424 番地 6 まで, 424 番地 9 から 424 番地 28 まで, 425 番地, 426 番地, 427 番地 1 から 427 番地 4 まで, 428 番地, 428 番地 1, 429 番地, 429 番地 1, 430 番地, 431 番地 1, 431 番地 2, 432 番地 1, 435 番地, 436 番地,

437 番地 1, 437 番地 2, 438 番地, 439 番地,
439 番地 1, 440 番地, 440 番地 1, 442 番地
1 から 442 番地 4 まで, 447 番地, 449 番地,
451 番地, 451 番地 1, 452 番地から 457 番
地まで, 460 番地, 461 番地, 461 番地 1,
462 番地, 462 番地 1, 462 番地 2, 463 番地,
463 番地 1, 464 番地から 467 番地まで, 467
番地 1, 468 番地, 469 番地, 469 番地 1,
470 番地及び 471 番地並びに同区長光町 613
番地, 614 番地, 614 番地 1, 614 番地 2,
615 番地, 615 番地 1, 616 番地, 616 番地 1,
617 番地から 620 番地まで, 620 番地 1, 621
番地, 622 番地 1 から 622 番地 12 まで, 623
番地, 623 番地 1, 624 番地, 625 番地, 625
番地 1, 626 番地, 626 番地 1, 627 番地,
627 番地 1, 628 番地, 629 番地, 629 番地 1,
630 番地 1 から 630 番地 8 まで, 632 番地,
634 番地 1 から 634 番地 3 まで, 635 番地 1
から 635 番地 4 まで, 636 番地, 636 番地 1,
637 番地から 639 番地まで, 639 番地 1 から
639 番地 3 まで, 641 番地から 643 番地まで,
644 番地 1 から 644 番地 5 まで, 645 番地 1
から 645 番地 3 まで, 646 番地, 646 番地 1
から 646 番地 3 まで, 647 番地から 649 番
地まで, 649 番地 1 から 649 番地 7 まで, 650
番地, 650 番地 1 から 650 番地 3 まで, 651
番地 1 から 651 番地 3 まで, 652 番地, 653
番地, 653 番地 2, 654 番地から 656 番地ま
で, 656 番地 1, 657 番地, 658 番地, 658
番地 1, 659 番地, 659 番地 4 から 659 番地
6 まで, 660 番地, 661 番地 1 及び 661 番地
2

(都市計画局建築指導部指導課)